

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 違法に出願された特許権の譲受け

日本企業が中国企業に対して技術をライセンスするに際し、中国企業により特許の冒認出願や、盗用出願がなされるケースも散見されます（日本企業が認知していない場合もあります。）。中国における冒認出願や、盗用出願に対する対応は、それ自体で各種の留意点や法的論点もあるのですが、今回は、この面ではなく、冒認出願又は盗用出願された特許を外国企業が譲り受け、権利者名義を適正化するという事後の是正方法に関する留意点について、検討してみたいと思います。

Q：当社（A社）は、当社が考案した新規部品について、中国の部品製造委託先B社に対して、ライセンス契約に基づきライセンス生産を実施し、当社が当該部品を購入するほか、B社が中国国内で当該部品を販売することを認めています。上記のライセンス契約締結後、当社は、新規部品の設計図面、規格書その他の技術文書をB社に開示しました。

上記の状況の下、当社の中国における特許出願手続準備の段階で、中国の特許事務所から当社が出願を予定する特許がB社により既に発明特許、実用新案特許として出願されている事実が報告されました。いずれの特許等の出願日も、当社が技術文書を開示した後の期日であり、かつ、その出願内容も当社の技術文書の要件をそのまま記載しているの、当社の技術を盗用して出願したことは明らかです。ライセンス契約には、明確に冒認及び盗用出願を禁止する内容が規定されていますので、その旨、強くクレームをB社に対して行い、B社の特許等について無償で当社に譲渡するよう申入れを行ったのですが、B社は、次のように回答しています。

- (1) 当社の技術をもって無断で出願したことは認めるが、B社は、国有資本が投入された中央管理の国有支配会社である。
- (2) 既に出願した特許等を当社に譲渡することについては、当社の要求に従う意思があるものの、B社の親会社（二層上部の中央管理の国有企業です。）の承認のほか、国有資産監督管理委員会の認可を取得しないと、上記の譲渡ができない。無償の譲渡では、当該認可を取得することは不可能である。

回答の趣旨は明確でないのですが、正当な対価を支払わないと、出願した特許等の当社への譲渡は、中国政府の認可を得ることができない。については対価を支払ってほしい、と主張しているようです。非常に不合理な回答であると考えているのですが、国有資本が投入された会社については、外国企業の知的財産権侵害をした場合にも、中国政府が事後の適正な処理を認めないという法的根拠があるのでしょうか？

A：結論からいうと、B社が説明する、出願した特許等を当社に譲渡することについて、「国有資産監督管理委員会の認可」が必要であるという説明は、少なくとも法的には理由を欠いていると思われますので、必要な場合には、当該認可を要するという法令等の根拠の提出を求めて、その真偽を確認されるべきでしょう。また、B社からは説明がありませんが、A社の技術情報を盗用したか否かはともかく、本ケースでは、正常な特許権（出願中の特許権）の譲渡手続の特許局において処理することが予定されているので、B社が「技術輸出入管理条例」に従いB社を所管する商務部門において技術輸出契約登記手続を処理し、「自由輸出技術契約登記証」を取得するよう求める必要があります。

1 特許の盗用出願に対する対抗措置

本ケースでは、対象となる技術が日本国等で公開されているかどうか不明ですが、B社の行為は、冒認出願というよりも他人の秘密情報を盗用して自己の特許として出願しているようです。B社は、発明者でも、発明者から特許を出願する権利を譲り受けた者でもありませんので、違法な無権利出願となります。

盗用出願については、中国の特許法上でも各種の留意が必要な問題点があるのですが、本ケースでは、こうした点ではなく、国有資本投入会社から特許権又は出願中の特許を譲り受ける場合の特別な法規制等について、検討します。

2 中央国有企業の孫会社の国有資産処分にに関する監督規制について

- (1) B社は、中央管理の国有企業の二層下級の国有資本支配会社とのことです。広義の「子企業」に該当するのですが、中央管理の国有企業の場合には、その子企業についても、中央管理規範が適用され、地方の国有資産管理規制は適用されないのが原則です。従って、本ケースのB社の自社財産処分に対しては、「企業国有資産法」（以下「法」）等が適用されることになります。
- (2) 中国の国有企業や、国有資産管理規制にかかわる法規は、日本ではなじみがないこともあり、非常に分かりにくいのですが、本ケースに法及びその関連条項の適用関係や、中国での解釈論考を踏まえ、検討すると、次のようにいえると思います。

法第5条は、「国家出資企業」として国有独資企業、国有独資会社、国有資本支配会社、国有資本参加会社を列挙しています。ここで、上記の国家出資企業には、国務院（国家）又は各レベルの人民政府が直接出資する企業のほか、当該企業が更に出資する企業も含まれるのか？が問題となります。この点、法第21条及び第38条等は、「国家出資企業が出資する企業」という区分を定めています。これが広義の子企業に該当するのですが、法第38条に立法者解釈が付されており、以下のように説明しています。

「・・・国家出資企業が出資して設立した子企業は、国家が直接出資する企業に属さず、この法律の関係規定はこれらの子企業には対して直接適用されない。ただし、国家出資企業の国有資本の出資者権益は、国家出資企業の投資を通じて子企業にも及んでいる。これらの子企業の重大事項の処理は、国有資産保持・価値増加に対して重大な影響を及ぼしかねない。政府の出資者職責履行機構は直接国家出資企業の子企業に対して出資者職責を履行することができないことから、国有資産権益の維持・保護、国有資産の損失防止のため、親企業を通じて子企業の重大事項に対し、本章の規定を参照して出資者としての権利を行使し、親企業の出資者としての権益を維持・保護し、これにより親企業の国有資本出資者の権益を維持・保護しなければならない。このことから、本条は、「国有独資企業、国有資本支配会社は、その出資する企業の重大事項については、本章の規定を参照して出資者の職責を履行する。具体的な規則は、国務院が定める。」と規定している。」

上記の解釈によると、国家出資企業は、国務院又は各級の人民政府が直接出資する企業のことであり、これらの企業が更に出資する企業は含まず、法が直接適用されないが、国家出資企業は、法第五章の規定を参照して子企業の重大事項についてその出資者職責を履行しなければならないという理解となります。

更に、国家出資企業が出資する子企業が出資する企業等、出資の連鎖を通じて、孫企業、曾孫企業・・・に対しても法第五章が参照されるのか解説はないのですが、すくなくとも、文理上は、法は「出資」を直接の出資行為として使用していますし、「子企業」も直接出資する企業の呼称として使用されるのが一般的です。従って、上記法第38条自体は、孫企業以下に適用されるものではないと考えるのが合理的だと思います。そもそも子企業に対しても、法第五章が「参照」され、その規定の趣旨・精神を生かすべきということとどまり、法の適用による強制を定めているわけではないので、更に出資支配関係が遠い、孫企業以下の企業に対する関係でも、法の規定が強行的に適用されるものではなく、上記子企業と同様に、法第五章を参照しつつ、その規定の趣旨・精神を生かすことが望まれるといった理解が適当なのではないかと思います。なお、国務院が制定することとされている国家出資企業の子企業に対する出資者職責の履行に関するまとまった規則は、現在、未公布の状況にあります。

即ち、本ケースにおいて、B社が「特許等を譲渡することについては、国有資産監督管理委員会の認可を取得する必要がある。」と説明するのは、法的には理由がないものと思われます。

3 特許権（出願中の特許権）の譲渡手続の処理過程での問題

本ケースでは、前記の法にかかわる問題のほか、実務上は、特許権（出願中の特許権）の譲渡手続の処理に際して、国有資産監督管理委員会の届出又は承認文書や技術輸出との関係で「制限技術輸出許可証」又は「自由輸出技術輸出届出書」の提出を要求されることがないかが問題となります。

この点「特許審査基準」の記載によると、「譲渡人が中国内地の個人又は単位であり、譲受人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合には、国务院商務主管部門の発行した「技術輸出許可証」若しくは「自由輸出技術契約登記証」又は地方の商務部門が発行した「自由輸出技術契約登記証」並びに双方が署名し、又は押印した譲渡契約」を提出する（これに符合する）ことが明記されています。国有資産監督管理委員会への届出又は承認文書の提出については、当該基準にも記載は見当たらず、実務上もこうした文書の提出は要求されていません。

本ケースでは、国有資産監督管理委員会への届出又は承認文書の提出は要しないものの、中国企業の外国企業に対する特許権（出願中の特許権）の譲渡手続においては、「技術輸出入管理条例」に従い商務部門に対して技術輸出契約登記手続を処理し、「自由輸出技術契約登記証」（なお、本ケースで対象となる技術が自由輸出技術に該当することを前提として記載しています。）を取得しておく必要があります。

4 本ケースにおける考察

本ケースで、B社が説明する、出願した特許等を当社に譲渡することについて、「B社の親会社の承認」を得ることについては、B社が所属する国有企業集団の内部管理規範においてそのような制度があるのであれば適切な説明であると推測されます。他方で、「国有資産監督管理委員会の認可」が必要であるという説明は、少なくとも法的には理由を欠いていると思われますので、必要な場合には、当該認可を要するというものの法令等の根拠の提出を求めて、その真偽を確認されるべきでしょう。

また、B社からは説明がありませんが、A社の技術情報を盗用したか否かはともかく、本ケースでは、正常な特許権（出願中の特許権）の譲渡手続を特許局において処理することが予定されているので、B社が「技術輸出入管理条例」に従いB社を所管する商務部門において技術輸出契約登記手続を処理し、「自由輸出技術契約登記証」を取得するよう求める必要があります。

以上

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤澤 義文

外国法研究員 張 欣

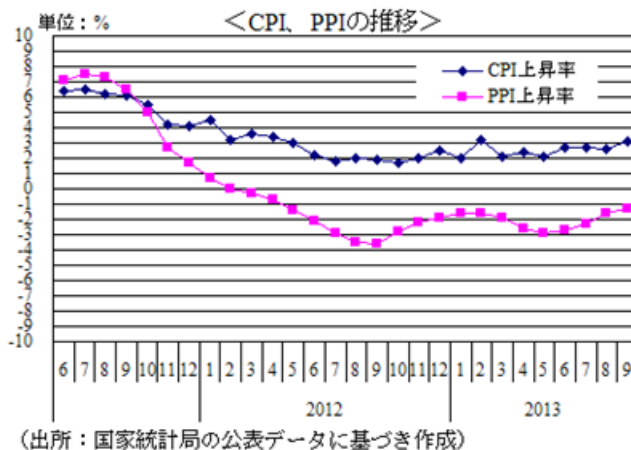
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆9月のCPI 前年同月比+3.1% 上昇幅は前月比 0.5 ポイント拡大

国家統計局の 14 日の発表によると、9 月の消費者物価指数 (CPI) は前年同月比+3.1%と、上昇幅は前月の同 2.6% から 0.5 ポイント拡大した。品目別では、食料品が同 +6.1%、非食料品が同+1.6%で、食料品の内訳を見ると、野菜が+18.9%、肉類が+6.6%、果物が+12.5%、水産品が +5.9%、穀物が+4.0%と上昇した。同局は、9 月の CPI の上昇は、中秋節や国慶節等の影響を受け、食料品価格が押し上げられたためと分析している。一方、9 月の工業生産者出荷指数 (PPI) は前年同月比▲1.3%と、前月に引き続きマイナスとなったものの、下落幅は 0.3 ポイント縮小した。



◆9月の製造業PMI指数 51.1 12ヶ月連続で 50 ポイントを上回る

中国物流購買連合会、国家統計局の 1 日の発表によると、9 月の製造業 PMI 指数は前月比+0.1 ポイントの 51.1 と、3 ヶ月連続で前月比上昇し、12 ヶ月連続で景況感の分岐点となる 50 を上回った。主要項目のうち、生産高指数は前月比 0.3 ポイント上昇して 52.9 と、4 ヶ月ぶりの高水準となった。新規受注指数は同+0.4 ポイントの 52.8、新規輸出受注指数は同+0.5 ポイントの 50.7、購買量指数は同+0.5 ポイントの 52.5、購買価格指数は同+1.3 ポイントの 54.5 となった。9 月の改善は、安定成長に向けた経済政策や国内外の需要回復等が理由と国家統計局は指摘している。また企業規模別では、大企業が同+0.3 ポイントの 52.1、中企業は 50 を下回ったものの前月比+0.1 の 49.7 と改善しつつあるが、小企業は同▲0.4 ポイントの 48.8 で依然として景況感の回復が見られない。なお、9 月の非製造業 PMI 指数は前月比+1.5 ポイントの 55.4 となり、3 月以来初めて 55 を超えた高水準となった。

◆IMF 中国のGDP成長率予測を下方修正 2013 年は 7.6%、2014 年は 7.3%

国際通貨基金 (IMF) は 8 日に発表した「世界経済見通し」で、2013 年の中国の GDP 成長率について、7 月時点から 0.2 ポイント下方修正し、7.6%に減速するとの予測を示したものの、中国政府の通年目標の範囲内にあるとした。2014 年についても 7 月時点から 0.4 ポイント引き下げ、7.3%に若干減速するとした。減速の主な要因について、IMF は、これまでの中国経済が投資に過度に依存しているとし、投資が社会融資や信用供与に支えられた結果、金融資産の質に大きなリスクがもたらされたこと、地方政府の融資プラットフォームのオフバランスシートのリスクが高まっていること等を指摘している。今後、中国政府が採るべき対策は、消費主導型の成長モデルに転換させることにあり、その為に、ソーシャルセーフティネットの強化、金利の市場化への移行、リスクに基づく金融への転換等、引き続き様々な改革が必要と指摘している。なお、世界経済については、2013 年は 2.9%、2014 年は 3.6%とし、それぞれ前回より 0.3 ポイント、0.2 ポイント引き下げた。

◆2013 年中国のGDP成長率 7.5%超え 人民銀行副総裁が予測

中国人民銀行の副総裁は、このほど国際通貨金融委員会 (IMFC) の会合で、中国の 2013 年通年の GDP 成長率は 7.5%を超え、7.6%に達する可能性もあるとの見通しを示し、中国経済は、過去 10 年間の 2 桁台の成長率からは減速しているものの、世界的に見れば依然として高い成長率であるとした。また、懸念されている不動産バブル、シャドーバンキング、地方政府の債務問題について、いずれもコントロール可能な範囲にあり、適切な金融政策、財政政策を通じて解決できると主張した。なお、国家情報センターマクロ経済情勢課題チームは、8 日に発表した報告書で、第 4 四半期の中国経済は安定し、第 4 四半期の GDP 成長率は 7.6%前後、通年でも 7.6%前後になるとの予測を発表した。安定成長の維持に向けた政策の効果、企業の在庫積み上げ、外需の安定化が中国経済の成長を後押しすると見ている。但し、インフラ投資の資金不足、過剰生産能力の抑制の遅れ等が経済回復の勢いを弱める可能性があるとも指摘している。なお、消費者物価指数 (CPI) については、第 4 四半期は 3.1%、通年で 2.7%前後と、政府目標の 3.5%を下回ると見込んでいる。

【貿易・投資】

◆9月の輸出入 前年同月比+3.3%に鈍化

税関総署の12日の発表によると、9月の輸出入は前年同月比+3.3%の3,560.83億米ドルとなり、8月の伸び率+7.1%から鈍化した。うち、輸出は同▲0.3%の1,856.45億米ドルと前月の+7.2%から減速し、3ヶ月振りのマイナスの伸びとなった。一方、輸入は同+7.4%の1,704.38億米ドルと前月の+7.0%から小幅に上昇し、3ヶ月連続のプラスとなった。1-9月の累計では、輸出入が前年同期比+7.7%の3兆603.67億米ドル、輸出が同+8.0%の1兆6,148.64億米ドル、輸入が同+7.3%の1兆4,455.03億米ドルとなっている。1-9月累計の主要貿易相手国・地域別では、日本との輸出入が前年同期比▲7.9%、うち、輸出は同▲2.8%、輸入は同▲12.1%と引き続きマイナスの伸びとなったものの、1-8月の伸び率（輸出入が同▲8.5%、輸出が同▲3.4%、輸入が同▲12.7%）に比べ、減少幅が縮小した。また、EUとの輸出入も同▲0.8%とマイナスだったが、1-8月（同▲1.1%）から減少幅は縮小している。一方、1-9月の香港、ASEANとの輸出入はそれぞれ同+25.6%、同+11.6%と引き続き2桁台の伸びを示したものの、1-8月の+30.0%、+12.5%に比べ、共に上昇幅が縮小している。なお、米国は同+6.7%と、1-8月の+6.6%から僅かに伸びが拡大した。税関総署は、9月の輸出入の伸びが鈍化したのは、比較対象となる前年同月の水準が高かったことが主な要因と指摘している。

【金融・為替】

◆6月末の外債残高 前期末の7,649.68億米ドルから7,719.50億米ドルに増加

国家外貨管理局の9月30日の発表によると、2013年6月末の中国の外債残高は、前期末の7,649.68億米ドルから7,719.50億米ドルへ増加したことが明らかになった。内訳は、登記外債が4,624.50億米ドル、貿易信用が3,095.00億米ドルとなっている。期間別では、中長期外債が1,733.23億米ドル、短期外債が5,986.27億米ドルで、短期外債の構成を見ると、企業間の貿易与信（輸出前受、輸入延払等）と銀行の貿易融資を合わせた貿易関連の外債が短期外債全体の72.95%を占めた。同局は、短期外債は主に貿易に係わる融資によるもので一般の外債とは異なり、また、輸出入額や外貨準備高に比べ規模は小さいことから、短期外債のリスクはほぼコントロール可能であるとしている。なお、登記外債残高を通貨別で見ると、米ドル建てが80.79%となり前期末の79.49%から上昇、一方、ユーロ建ては5.96%、日本円建ては5.53%と、それぞれ前期末の6.51%、6.14%から減少している。

◆人民元の外国為替取引シェア 世界第8位に上昇

SWIFT（国際銀行間通信協会）が10月8日に発表したデータによると、8月の世界の外国為替市場における人民元の取引量シェアは1.49%で、2012年1月の0.92%から拡大し、取引通貨ランキングは8位となり、2012年1月の11位から上昇した。中国本土と香港間の取引を除いた人民元取引高シェアの上位5ヶ国は、1位が英国で62%、2位は米国13%、3位フランス10%、4位シンガポール9%、5位スイス6%の順となっている。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2013.10.08	6.1180	6.1179~6.1214	6.1211	-0.0009	6.3011	0.0502	0.78928	-0.0000	8.3018	0.0337	4.4000	2300.95	24.68
2013.10.09	6.1202	6.1186~6.1215	6.1211	0.0000	6.2921	-0.0090	0.78870	-0.0006	8.2802	-0.0216	4.5000	2315.14	14.19
2013.10.10	6.1204	6.1155~6.1209	6.1158	-0.0053	6.2552	-0.0369	0.78899	0.0003	8.2638	-0.0164	4.6900	2293.23	-21.91
2013.10.11	6.1158	6.1113~6.1206	6.1206	0.0048	6.2266	-0.0286	0.78914	0.0001	8.2969	0.0331	4.5600	2332.20	38.97

（資料）中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～堅調推移を見込むも小幅高にとどまる見込み～

今週の人民元は6.12付近での推移が続いていたが、10日の引け間際に6.11台半ばへ上昇後、本日も6.11台前半まで上値を伸ばしている。国慶節の休場明けとなる8日、中国人民銀行は対ドル基準値を過去最高値となる6.1415へ設定したが、その後は徐々に元安方向へ切り下げている。一方、実勢相場は小幅に上昇しているため、縮小傾向にあった基準値と実勢相場の乖離幅は再び拡大してきている。

8日、IMFは中国の成長率見通しを7月発表時から引き下げ、2013年を7.6%（前回：7.8%）、2014年を7.3%（前回：7.7%）とした。来週18日には9月の鉱工業生産と共に第3四半期GDPが発表される。中国の経済指標は足もとで改善が続いている。9月も8月同様の改善が続くと仮定するならば、鉱工業生

産や小売売上高から推計される GDP 成長率は前年比+7.8%であり、中国の景気鈍化の流れに終止符が打たれることとなろう。李首相も「ここ数ヶ月中国経済の勢いは増した」「中国の GDP 伸び率は第 1-3 四半期に 7.5%を超えたと見られており、2013 年の経済・社会発展目標は達成されると確信している」と述べている。

来週の人民元も堅調な推移が続こう。ただ、中央委員会第 3 回全体会議（三中全会）の開催が 11 月に迫ってきていることもあり、当局は人民元相場に安定を求めるであろう。その為、急激な元高局面は想定せず、現水準より小幅の上昇を見込む。

(10 月 11 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。